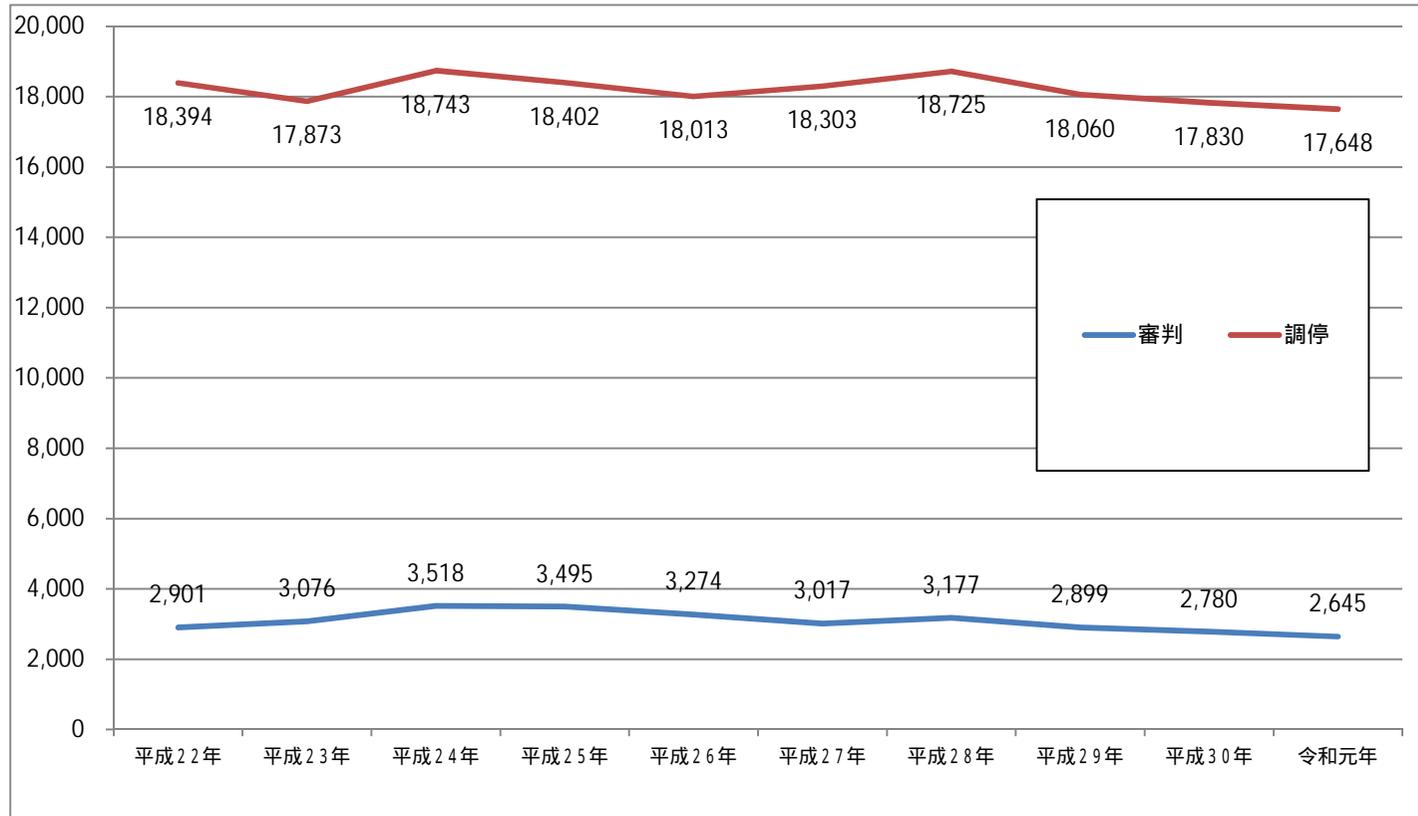


資料1

子の監護に関する処分事件(養育費)等の新受件数の推移(全家庭裁判所)

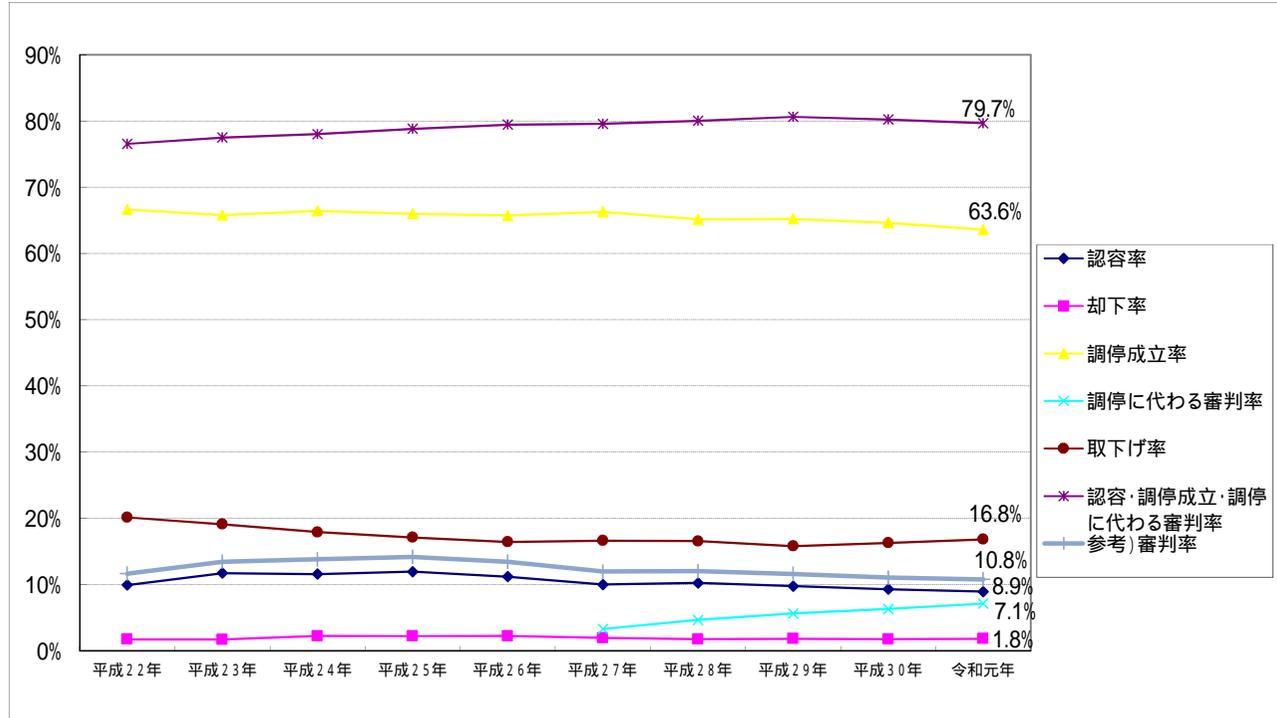


	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
審判	2,901	3,076	3,518	3,495	3,274	3,017	3,177	2,899	2,780	2,645
調停	18,394	17,873	18,743	18,402	18,013	18,303	18,725	18,060	17,830	17,648

司法統計による。令和元年の数値は速報値である。

養育費請求、増額又は減額を求める申立てのほか、未成年者の扶養料請求等が含まれる場合がある。

子の監護に関する処分事件(養育費)等・終局区分別割合(全家庭裁判所)



子の監護に関する処分事件(養育費)等・終局区分別件数(全家庭裁判所)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総数	18,438	17,898	18,482	18,152	17,707	17,784	17,929	17,697	17,133	16,575 (100%)
認容	1,829	2,100	2,140	2,170	1,983	1,779	1,838	1,728	1,591	1,482 (8.9%)
却下	315	304	410	405	394	344	313	322	299	302 (1.8%)
調停成立	12,282	11,770	12,277	11,976	11,637	11,784	11,677	11,541	11,071	10,539 (63.6%)
調停に代わる審判				158	446	584	833	995	1,081	1,181 (7.1%)
取下げ	3,712	3,422	3,311	3,109	2,910	2,956	2,968	2,795	2,792	2,789 (16.8%)

司法統計による。令和元年の数値は速報値である。

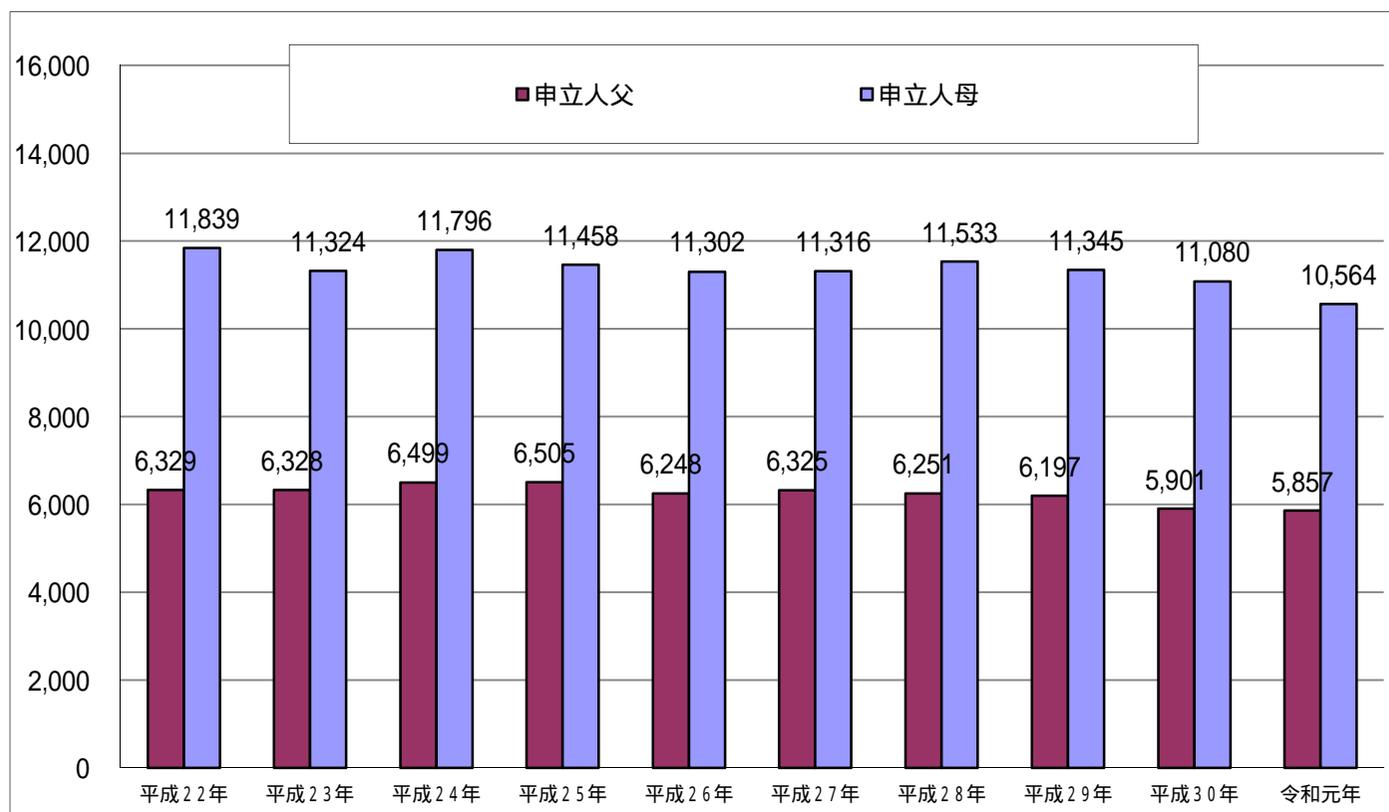
養育費請求、増額又は減額を求める申立て及び未成年者の扶養料請求等も含まれている。

認容率、却下率、調停成立率、調停に代わる審判率及び取下げ率は、それぞれの件数を総数で割ることにより算出した。

認容・調停成立・調停に代わる審判率 = (認容件数 + 調停成立件数 + 調停に代わる審判件数) ÷ 総数, 審判率 = (認容件数 + 却下件数) ÷ 総数により算出した。

終局区分は上記のほか「当然終了」等がある。そのため、令和元年の各終局区分別割合の合計は100%にならない。

子の監護に関する処分事件(養育費)等・申立人(父・母)別終局件数(全家庭裁判所)



子の監護に関する処分事件(養育費)等・申立人別終局件数(全家庭裁判所)

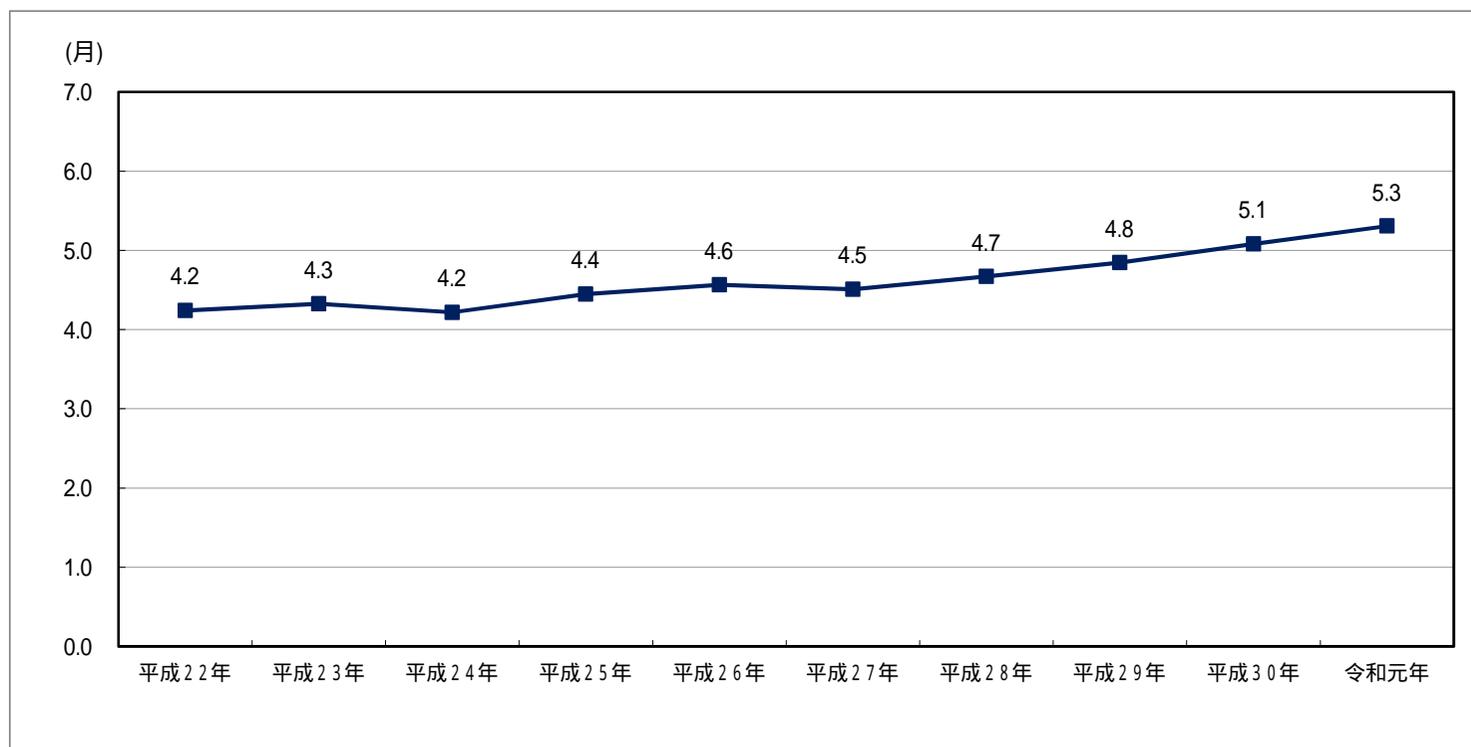
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総数	18,438	17,898	18,482	18,152	17,707	17,784	17,929	17,697	17,133	16,575
父	6,329	6,328	6,499	6,505	6,248	6,325	6,251	6,197	5,901	5,857
母	11,839	11,324	11,796	11,458	11,302	11,316	11,533	11,345	11,080	10,564
その他	270	246	187	189	157	143	145	155	152	154

司法統計による。令和元年の数値は速報値である。

養育費請求、増額又は減額を求める申立て及び未成年者の扶養料請求等も含まれている。

上図表は、調停・審判を通じ終局した事件を対象としている。

子の監護に関する処分事件(養育費)等の平均審理期間の推移(全家庭裁判所)



司法統計による。令和元年の数値は速報値である。

養育費請求、増額又は減額を求める申立て及び未成年者の扶養料請求等も含まれている。

上図は、調停・審判の手続きを通じ事件を受理した日から調停成立や審判がされるなどの事由により事件が終局した日までの平均審理期間の推移を表したものである。

養育費請求調停事件における履行勧告事件の履行状況 1

	総数(既済) 2	履行状況 3		
		全部履行	一部履行	その他・履行状況不詳
平成27年	4380	1512	769	2055
平成28年	4928	1723	844	2310
平成29年	4566	1672	693	2159
平成30年	4294	1607	668	1979
令和元年	4205	1618	594	1967

1 上記数値は司法統計による。令和元年の数値は速報値である。

2 「総数(既済)」欄に記載の数値は、履行義務を定めた事件が養育費請求の調停事件であるもの(調停事件が複数ある場合は、主な事件が養育費の請求であるもの)の件数である。

3 「履行状況」の各欄に記載の数値は、「総数(既済)」に記載の事件のうち、履行確保の対象となった主な事項が金銭債務であるものの合計であり、人間関係調整が主な事項であるものを含まない。したがって、履行状況の欄に記載した各件数の合計は、「総数(既済)」の件数とは一致しない。

養育費の取決め及び支払確保に向けた裁判所の取組

最高裁判所事務総局

養育費の取決め段階における取組

- 養育費の適切な取決めや、義務者による任意の支払に向けた迅速かつ納得性の高い調停・審判等の運営

調停成立時等の段階における取組

- 強制執行に向けた手続教示
 - ※ 今般の民事執行法改正による第三者からの情報取得手続等の説明を含む。
 - ※ 強制執行は、養育費の支払義務を定めた調停調書等の債務名義を有していることが前提。

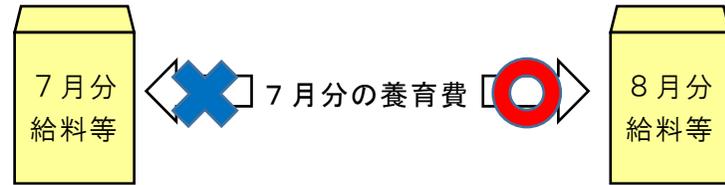
調停等成立後の段階における取組

- 履行勧告時の（強制執行に向けた）手続教示

(4) 受け取ることができる金銭

養育費の未払分については、義務者の勤務先などから、差し押さえた範囲内でまとめて受け取ることができますが、将来分については、各支払期限が到来した後に受け取るようになります。

例えば、7月31日に支払期限の到来する7月分の養育費（将来分）は、その日より前である7月25日に支払われた給料から受け取ることはできず、その日の後である8月25日に支払われた給料から受け取るようになります。



(5) 受取方法

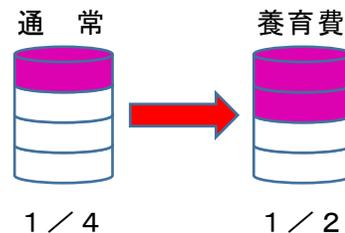
原則として、権利者自身が義務者の勤務先など（第三債務者といいます。）に対して支払を求める必要があります。

※ 差し押さえても、義務者や第三債務者、あるいは裁判所から自動的に金銭が振り込まれるわけではありません。また、差し押さえた範囲を超えて支払を受けることはできません。

※ 義務者に権利者以外にも支払わなければならない債務があり、その債務の債権者も重ねて差押えをした場合には、第三債務者は、差し押さえられた金銭を法務局に供託しなければなりません。この場合、第三債務者から直接支払を受けることはできず、裁判所において分配（配当手続）が行われることになります。

② 差押えの範囲

養育費については、特例として、給料の2分の1に相当する部分まで差し押さえることができます（通常は、原則として4分の1に相当する部分までです。）。



3 間接強制について

間接強制とは、債務を履行しない義務者に対し、一定の期間内に履行しなければその債務とは別の間接強制金を課すことを警告した決定をすることで義務者に心理的圧迫を加え、自発的な支払を促すものです。

申し立てる裁判所は、養育費の支払について定めた調停調書、審判書、判決書などの書面により異なります。

間接強制の決定がされても、義務者が養育費を支払わない場合、養育費や間接強制金の支払を得るためには、別に直接執行の手続をとる必要があります。

※ 義務者に支払能力がないために養育費を支払うことができないときなどには、この制度を利用することはできません。

問い合わせ先について

- このリーフレットに記載されている内容につき、
 - ・ 履行確保の申立ては**家庭裁判所**で、
 - ・ 債権差押えなどの直接強制の申立ては**地方裁判所**で、取り扱いますので、詳細はそれぞれの裁判所でお尋ねください。
- 間接強制の申立ては、養育費の支払を定めた書面を作成した裁判所又は最寄りの裁判所にお問い合わせください。申立書用紙等は、下記の**裁判所ウェブサイト**からダウンロードできます。

裁判所ウェブサイトのご案内

裁判所 検索

<http://www.courts.go.jp/>

履行催告手続等に関するご案内を提供しています。また、裁判所の所在地や電話番号などの情報等を掲載しています。

日本司法支援センター法テラスのご案内

<http://www.houterasu.or.jp/>

法的トラブルで困った時は
0570-078374
おなやみなし

平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00

※固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。

※ IP 電話からは 03-6745-5600 にお電話ください。

※ウェブサイトから、電子メールによる問い合わせも受け付けています。

(令和2年4月最高裁判所)

調停・審判などで決まった養育費の支払を受けられない方のために

調停・審判などで養育費を支払うことが決まったのに、相手が支払わない場合に利用できる手続として、「履行確保」と「強制執行」の制度があります。



家庭裁判所

はじめに

調停、審判、人事訴訟の判決・和解で養育費を支払うことが決まったのに、相手（義務者）が支払わない場合に、支払を受ける権利を有する者（権利者）が利用できる手続として、「**履行確保**」と「**強制執行**」があり、「**強制執行**」には、「**直接強制**」と「**間接強制**」があります。

これらの「履行確保」、「直接強制」、「間接強制」は、いずれも権利者からの申立てにより裁判所が行う手続です。どの手続をとるかは権利者が選択します。

1 履行確保について（家庭裁判所の手続）

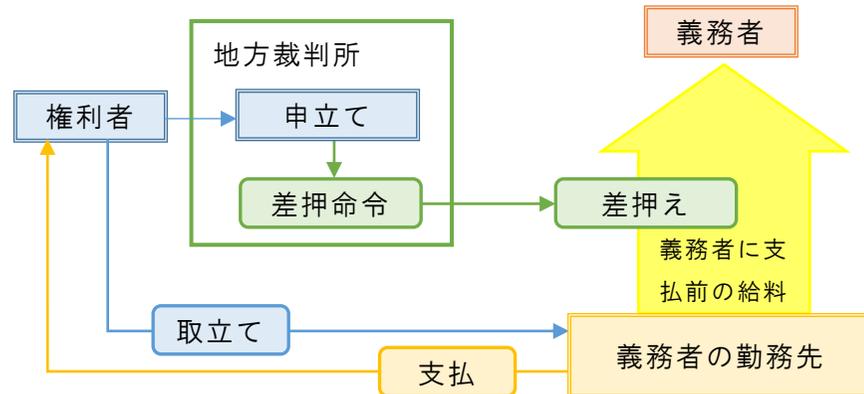
履行確保には、調停、審判、判決などをした家庭裁判所が、権利者からの申出を受けて、義務者に対して支払を履行するように勧告するなどの手続があります。

履行を勧告する手続に費用はかかりませんが、義務者が勧告に応じない場合に支払を強制することはできません。

2 直接強制について（地方裁判所の手続）

直接強制とは、義務者の財産（不動産、債権など）を差し押さえて、その財産の中から支払を受けるための手続です。

主な例である給料を差し押さえる場合（債権執行）の手続は、次の図のようになります。

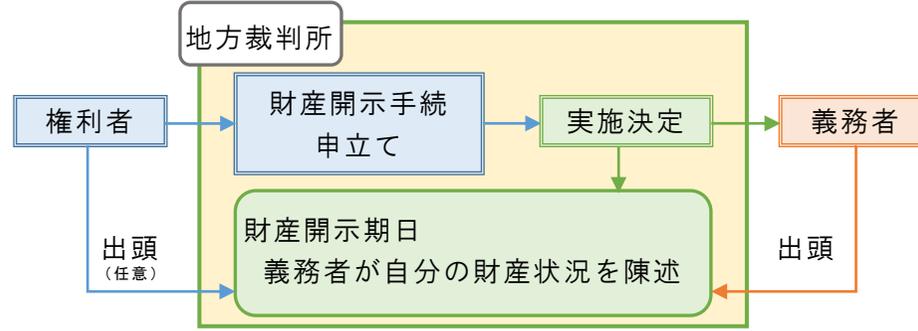


① 義務者の財産の調査

直接強制をするには、権利者が、義務者の財産を調査し、何を差し押さえるのかを決める必要があります。具体的な財産が分からないときは、一定の条件を満たせば、義務者の財産に関する情報を取得する手続として、義務者による財産開示手続と第三者からの情報取得手続を利用することができます。

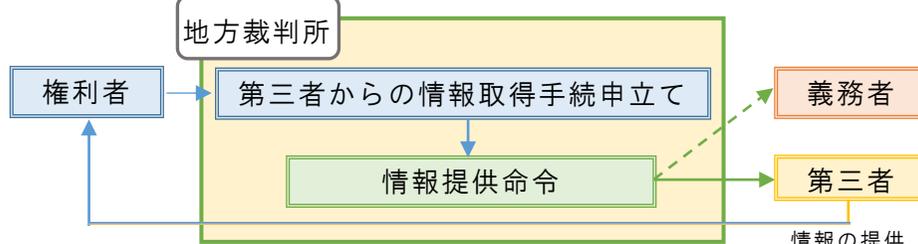
○ 財産開示手続

裁判所が、権利者からの申立てを受けて、財産開示期日に権利者と義務者を呼び出し、義務者に財産について陳述させる制度です。



○ 第三者からの情報取得手続※1

裁判所が、権利者からの申立てを受け、金融機関や登記所※2等の第三者に対して、義務者に関する情報の提供を命じ、得られた情報（預金の種別、口座番号など）を権利者に送付する制度です。養育費等の場合は、市区町村や日本年金機構等に対して、勤務先などの情報の提供を求めることができます。



※1 第三者からの情報取得手続の申立てをするためには、事前に財産開示手続を経ている必要がある場合があります。

※2 登記所からの情報取得手続は、令和2年4月現在、申し立てることができません。

② 必要な書類の準備

直接強制の申立てには、調停調書、審判書、判決書などの書面（正本）やこれらの書面が送達されたことの証明書（送達証明書）が必要です。手数料及び郵便切手も必要です。

また、確定証明書や執行文（強制執行ができるという証明）が必要となることがあります。

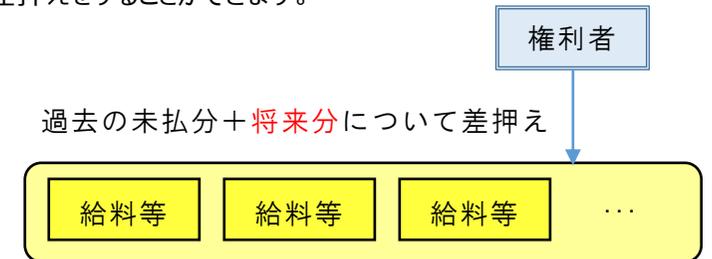
養育費については、次のような特別な制度があります。

① 将来分の差押え

(1) 内容

差押えは、通常の場合、支払期限が過ぎても支払われていない分（未払分）についてのみ行うことができます。

しかし、養育費については、未払分があれば、その分だけに限らず、将来権利者に支払われる予定の、まだ支払期限が来ていない分（将来分）についても差押えを行うことができます。



(2) 利用できる債権の種類

定期的に支払期限が来る養育費について利用できます。

※ 養育費だけでなく、扶養義務等に係る金銭債権（婚姻費用の分担金、扶養料など、夫婦・親子その他の親族関係から生じる扶養に関する債権）であれば利用できますが、財産分与や慰謝料、親族関係にない者の扶養契約に基づく債権については利用できません。

(3) 将来分について差し押さえることができる財産

義務者の給料や家賃収入など、義務者が継続的に支払を受ける金銭です。

※ 預貯金の払戻しや退職金の支給など1回で支払が終了するものは対象になりません。

ビデオ「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」

[トップ](#) > [関連情報](#) > [動画配信](#) > ビデオ「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」

父母が子どもに関する話し合いを行うときに心がけたい事項について、分かりやすく説明したビデオの配信を行っています。

基本説明編（17分45秒）

字幕なし

字幕あり

音声解説付き



— チャプター情報

1. [話し合いを行うときに](#)
2. [子どもが両親の争いから受ける影響](#)
3. [子どもを両親の争いに巻き込まないために](#)
4. [自分自身の心の状態を知る](#)
5. [子どもへの接し方](#)
6. [話し合う内容と心がけること](#)

子どもの年代別説明編

字幕なし

字幕あり

音声解説付き



— 年代別説明編

1. [年代別説明編：0歳頃～2歳頃（3分58秒）](#)
2. [年代別説明編：3歳頃～6歳頃（4分37秒）](#)
3. [年代別説明編：小学校低学年頃（5分）](#)
4. [年代別説明編：小学校高学年頃（6分26秒）](#)
5. [年代別説明編：中学生以上（4分38秒）](#)